

## 審査基準整理票

処分名	産業廃棄物最終処分場の廃止の確認		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	(条項) 第15条の2の6第3項において準用する第9条第5項	
基準法令名	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府厚生省令第1号)	(条項) 第2条第3項	
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間	10日	法定処理期間	
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【】</li> <li>・掲載図書等【】</li> <li>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul>			
<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第3項に定める産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準に適合していること。</p>			
<p>参考</p> <p>【根拠法令】</p> <p><b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</b></p> <p><b>第15条の2の6第3項</b></p> <p>第9条第3項から第6項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項ただし書」とあるのは「第15条の2の6第1項ただし書」と、「同条第2項第1号」とあるのは「第15条第2項第1号」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「産業廃棄物処理施設を」と、同条第4項及び第5項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、同条第6項中「第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト)とあるのは「第14条第5項第2号イ(第7条第5項第4号トに係るものを除く。)又は第14条第5項第2号ハからホまで(第7条第5項第4号ト又は第14条第5項第2号ロ)と読み替えるものとする。</p>			

## 第9条第5項

第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

### 【基準法令】

#### 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第3項

法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては前条第3項第2号から第4号まで及び第11号の規定の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

- 一 遮断型最終処分場にあつては、前条第3項第5号の規定の例によるほか、次によること。
  - イ 最終処分場が、第1項においてその例によることとされた前条第1項第3号及び第1項第2号ロに規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。
  - ロ 前項第1号ニに規定する覆いにより埋立地が閉鎖されていること。
  - ハ 最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物又は第1項第2号ロの規定により設けられた外周仕切設備について、環境大臣の定める措置が講じられていること。
- 二 安定型最終処分場にあつては、前条第3項第7号及び第8号の規定の例によるほか、次によること。
  - イ 最終処分場が、第1項においてその例によることとされた前条第1項第3号、第1項第3号においてその例によることとされた同条第1項第4号及び第1項第3号ロに規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。
  - ロ 前項第2号ハの規定により採取された地下水の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号ハの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。
    - (1) 前項第2号ハ(2)の規定による水質検査の結果、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第2下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。
    - (2) 前項第2号ハの規定による水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下

水等検査項目に係る別表第2下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。

ハ 採取設備により採取された浸透水の水質について、次の表の上欄に掲げる項目について行われた水質検査の結果、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

地下水等検査項目：別表第2下欄に掲げる基準

生物化学的酸素要求量：1リットルにつき20ミリグラム以下

ニ 厚さがおおむね50センチメートル以上の土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。

三 管理型最終処分場にあつては、前条第3項第5号から第10号までの規定の例によるほか、第1項においてその例によることとされた同条第1項第3号及び第1項第4号においてその例によることとされた同条第1項第4号から第6号まで（第5号ホ及びヘを除く。）に規定する技術上の基準に適合していないと認められないと。